

山崎誠衆議院議員提出 質問主意書 の質問&答弁&コメント
内閣府「日本海溝・千島海溝沿い巨大地震検討会報告」と日本原燃六ヶ所
再処理工場の耐震安全審査に関する質問主意書
内閣衆質209第19号 2022.8.3提出, 8.15答弁書受領

https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/menu_m.htm

.....

令和四年八月三日 提出 質問第一九号
内閣府「日本海溝・千島海溝沿い巨大地震検討会報告」と日本原燃六ヶ所再処理工場の耐震安全審査に関する質問主意書 提出者 山崎 誠

.....

内閣衆質二〇九第一九号 令和四年八月十五日

衆議院議長 細田 博之 殿

内閣総理大臣 岸田文雄

衆議院議員 山崎誠君提出内閣府「日本海溝・千島海溝沿い巨大地震検討会報告」と日本原燃六ヶ所再処理工場の耐震安全審査に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員山崎誠君提出内閣府「日本海溝・千島海溝沿い巨大地震検討会報告」と日本原燃六ヶ所再処理工場の耐震安全審査に関する質問に対する答弁書

.....

以下 質問 & 答弁 & コメント & まとめ

内閣府「日本海溝・千島海溝沿い巨大地震検討会報告」と日本原燃六ヶ所再処理工場の耐震安全審査に関する質問主意書

内閣府の「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」（以下「検討会」という。）は、地震・津波防災対策を行う上で想定すべき最大クラスの地震・津波断層モデルの設定方針や、断層モデルによる津波・地震動の推計などの検討結果を、二〇二〇年四月公表した。これによると、日本原燃株式会社六ヶ所再処理工場（以下、再処理工場という。）が存在する青森県六ヶ所村の震度は六強と想定されており、これに建物や機器が対応できるのか憂慮される。そこで以下質問する。

【質問一】

一 原子力規制委員会の第四十一回技術情報検討会（二〇二〇年五月十一日）の資料によると、青森県六ヶ所村では震度六強と明記されている。国土交通省国土技術政策総合研究所が公開した震度と加速度の対応表では、震度六強は最大加速度範囲が八百三十～千五百ガル程度とされている。

再処理工場は、当初基準地震動三百七十五ガルで建設された。その後二〇〇七年に四百五十ガル、二〇一四年に六百ガル、二〇一八年に七百ガルと訂正され、現在に至ってい

る。再処理工場の基準地震動は、内閣府推計の震度六強（八百三十～千五百ガル）を大きく下回っている。

しかし、前述の技術情報検討会の資料によると、本件地震想定においても、再処理工場について安全を確認しているとされている。

1 同日の技術情報検討会の主催者と参加者を明確にされたい。

○ 答弁：一の1について

第四十一回技術情報検討会は、原子力規制庁が開催し、その出席者は、山中伸介原子力規制委員、石渡 明原子力規制委員、櫻田道夫原子力規制技監、山形浩史長官官房緊急事態対策監、金子修一長官官房審議官、大村哲臣長官官房審議官、市村知也原子力規制部長、川内英史長官官房技術基盤グループ安全技術管理官(地震・津波担当)、杉野英治長官官房技術基盤グループ地震・津波研究部門上席技術研究調査官、森下泰原子力規制部原子力規制企画課長、竹内淳原子力規制部東京電力福島第一原子力発電所事故対策室長、正岡秀章原子力規制部審査グループ実用炉審査部門管理官補佐、小野祐二原子力規制部審査グループ安全規制管理官(研究炉等審査担当)、大島俊之原子力規制部審査グループ核燃料施設審査部門企画調整官、大浅田薫原子力規制部審査グループ安全規制管理官(地震・津波審査担当)及び遠山真長官官房技術基盤グループ技術基盤課長である。

☆ コメント：原子力規制庁主催の第41回技術情報検討会の出席者は原子力規制委員2名、原子力規制庁から14名の参加で行われた。六ヶ所村が震度6強と想定を発した内閣府「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」関係者は参加していない。

【質問一の2と3】

2 同日の技術情報検討会において、再処理工場が安全であると判断した根拠を示されたい。

3 技術情報検討会の結論は、原子力規制委員会の決定事項と受けとめて差し支えないか。原子力規制委員会の決定事項であるとすれば、その法的根拠を明確に示されたい。

○ 答弁：一の2及び3について

技術情報検討会は、国内外の原子力施設の事故等に係る情報や最新の科学的・技術的知見を規制に反映させる要否について整理をして原子力規制委員会及び原子力規制庁の関係者間でその認識を共有することを目的としており、お尋ねのように第四十一回技術情報検討会において「再処理工場が安全であると判断した」という事実はなく、また、お尋ねのように「技術情報検討会の結論」が「原子力規制委員会の決定」となるものではない。

☆ コメント：「第四十一回技術情報検討会において『再処理工場が安全であると判断した』」という事実はない。」とのことだが議事録7ページに六ヶ所再処理工場について「地震についてですが、審査では、敷地前面に今回の「日本海溝モデル」と同規模のMw9クラスのプレート間地震を設定し地震動評価を行っていることを確認しています。また、地震動評価に影響の大きいSMGAの短周期レベルは既往知見を上回るように設定しているとともに、これの不確かさケースとしてSMGAの位置を敷地に近づけたケースを実施していることを確認しています。さらに、プレート間地震の地震動評価結果と基準地震動として選定されている内陸地殻内地震の出戸西方断層による地震の地震動評価結果を比較すると、この断層による地震の地震動評価の応答スペクトルの方が全周期帯にわたって有意に大きいことを確認しています。これらのことから、基準地震動への影響はないと判断いたしました。」とあった。これに対する異論はなく現行基準地震動への影響はなく安全とされたものと受け止めていた。しかし「『技術情報検討会の結論』が『原子力規制委員会の決定』となるものではない」とあり、原子力規制委員会ではまだこの内閣府「検討会」の六ヶ所村が震度6強とする想定を再処理工場の施設設備が安全かどうかの正式審議がなさ

れていないことがわかり良かった。原子力規制委員会のどこでどのように審査を行うのかは以下の答弁で確認する。

【質問一の4】

4 再処理工場における地震に対する安全審査はどのように行われ、今後どのように行われる予定か、明らかにされたい。

○ 答弁：一の4について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)第四十四条の四第一項の規定に基づき日本原燃株式会社から平成二十六年一月七日付けでなされた再処理の事業に係る変更の許可を求める申請に対する審査においては、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルの検討について(概要報告)」(令和二年四月二十一日内閣府日本海溝・千島海溝沿い巨大地震モデル検討会作成)に示されている日本海溝(三陸・日高沖)モデルと同規模のプレート間地震に不確かさを考慮して同社が評価した地震動、施設に大きな影響を与えると予想される地震に不確かさを考慮して同社が評価した地震動などを比較して同社が策定した基準地震動について、原子力規制委員会として、再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第二十七号)及び「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」(平成二十五年十一月二十七日原子力規制委員会決定。以下「規則解釈」という。)に照らし、最新の科学的・技術的知見を踏まえて適切に策定された基準地震動であることを確認した上で、同項の規定に基づき令和二年七月二十九日に同申請を許可したところである。

現在、令和三年四月二十一日付けで規則解釈の改正がなされたことを受けて、再処理の事業に係る変更許可申請書の記載事項に新たに地震動を策定して追加することが必要となったことを理由として、同項の規定に基づき同社から令和四年一月十二日付けでなされた再処理の事業に係る変更の許可を求める申請について、原子力規制委員会として、同改正後の規則解釈を踏まえて審査しているところである。

☆ コメント：令和2年(2020年)4月21日「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルの検討について(概要報告)」が公開された。一方再処理の事業に係る変更の許可を求める申請に対する審査はその翌日4月22日に更田原子力規制委員長が審査を打ち切り、5月13日に原子力規制委員会で審査書案承認、翌日から6月12日までパブコメ、そして7月29日申請が許可されている。したがって、日程的に六ヶ所村が震度6強が想定された「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデルの検討について(概要報告)」が審査されているはずがない。今回の内閣府「検討会」の六ヶ所村が震度6強とする想定に、六ヶ所再処理工場の施設設備が耐えるのかどうか厳密に比較する審査を行うべきであろう。

「現在、令和三年四月二十一日付けで規則解釈が改正され、現在同項の規定に基づき同社から令和四年一月十二日付けでなされた再処理の事業に係る変更の許可を求める申請について審査中」とのこと。この申請書では「内閣府(2020)で提案されている日本海溝沿いの巨大地震の強振動予測モデルと比較した結果、敷地近く影響が大きいと考えられるSMGAは『2011年東北地方太平洋沖地震を踏まえた地震』の基本モデルと内閣府(2020)で概ね同じ位置であり、基本モデルの応力降下量及び短周期レベルは内閣府(2020)の設定値を上回っていることから、基本モデルは過小な設定とはなっていない。」と記載されていた。しかし、日本原燃申請書には内閣府「検討会」が震度6強とする想定に再処理工場の施設設備が耐えるかどうかの内容が記載されていない。もしこのことが審査されているのならその規制委員会内の会合名(年月日)とその資料、議事録等を確認したい。

* 「再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解釈」（「規則解釈」）

<https://www.nra.go.jp/data/000100826.pdf>

* 令和四年一月十二日付け「再処理の事業に係る変更の許可を求める申請書」日本原燃

<https://www.nra.go.jp/data/000378362.pdf>

【質問二】

二 検討会は、令和四年三月二十二日、最終報告をとりまとめ公表している。

1 最終報告で示された内容について、技術情報検討会をはじめとする原子力規制委員会において、再処理工場の安全性について、改めて協議、審査を進めているのか、検討経過・検討内容を示されたい。

2 その過程で、原子力規制委員会として、再処理工場の安全性への評価に対する判断が変更された点はあるか。明確に示されたい。

○ 答弁：二について

お尋ねの「最終報告」から規制に反映すべき新たな知見が得られるという整理はこれまでの技術情報検討会において特段されておらず、「最終報告で示された内容」を踏まえて「再処理工場の安全性について、改めて協議、審査」は進めてはいない。

なお、内閣府日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会におけるこれまでの検討に限らず、今後、規制に反映すべき新たな知見が得られた場合には、当該知見を踏まえて対応を検討することとなる。

☆ コメント：令和四年三月二十二日、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会の最終報告をとりまとめ公表されている。しかし、原子力規制庁の技術情報検討会において最終報告について新知見ありと特段されていない、そのため改めて協議、審査されていないとのこと。

再処理工場が設置されている六ヶ所村が震度6強であることは新知見であるはずだ、なぜ新知見でないのか。震度6強に再処理工場が耐えるのか嚴重審査を行い、原子力規制委員会は国民の負託に応えるべき。

【質問三】

三 再処理工場は、震度六強の大地震の襲来に備え、第三者を交えた公正かつ厳重な耐震安全審査を行い、根拠資料や議事録を公開し、近隣自治体、住民の安全性への理解を得ることが、再処理工場稼働上の必須の条件と考えるが、いかがか。見解を示されたい。

右質問する。

○ 答弁：三について

お尋ねの「必須の条件」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、御指摘の「第三者を交えた」審査、「根拠資料や議事録」の公開及び「近隣自治体、住民の安全性への理解を得ること」は、法令上、「再処理工場稼働上」の要件とされているわけではないものの、再処理の事業については、専門的な知見に基づく中立公正な立場での厳格かつ適正な審査、当該審査に係る会合の資料、議事録等の適切な公開及び立地自治体等関係者への丁寧な説明に努めているところである。

☆ コメント：具体的な震度六強の大地震の襲来に備え、厳格かつ公正な耐震安全審査を行い、情報を公開し、近隣自治体、住民の理解を得ることを求めた。しかし、震度6強の大地震の襲来への対応には答えず「・・・丁寧な説明に努めているところである。」としている。

まとめ

「内閣府「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」で六ヶ所村が震度6強の大地震が想定されている。これに六ヶ所再処理工場の施設設備は耐えることができるのか」とする質問に国（原子力規制委員会）は答えていない。

国はこの問題に係わり日本原燃の二つの事業変更許可申請書の審査会について答えている。

◎「平成二十六年一月七日付けでなされた再処理の事業に係る変更の許可を求める申請に対する審査において内閣府日本海溝・千島海溝沿い巨大地震モデル検討会作成)」に示されている日本海溝(三陸・日高沖)モデルと同規模のプレート間地震について確認し、適切に策定された基準地震動であることを確認した上で、同項の規定に基づき令和二年七月二十九日に同申請を許可した。」としている（答弁一の4）。質問は基準地震動（日本原燃は700ガルとしている）のことを質しているわけではない。震度6強に耐えるか質している。

◎ もう一つ「現在、令和三年四月二十一日付けで規則解釈の改正がなされたことを受けて、同社から令和四年一月十二日付けでなされた再処理の事業に係る変更の許可を求める申請について、原子力規制委員会として、同改正後の規則解釈を踏まえて審査しているところである（答弁一の4）。」と答えている。この日本原燃の申請書を見ると六ヶ所再処理工場が震度6強に耐えることに係る記載が見当たらない。

*国が日本原燃の申請書により震度6強の再処理工場耐震にかかわる審査しているとするならばその該当審査委員会名と会合年月日、その資料、議事録等を明確に示すべきであろう。

原子力規制委員会は内閣府の巨大地震と六ヶ所村が震度6強と想定されたことを真摯に受け止め、六ヶ所再処理工場の耐震について厳重審査をし、国民にこの超危険工場の耐震安全について監督・説明責任を果たすことを求めるものである。

大津波が予測されていたがその対応を怠ったため発生したのが福島第一原発事故だったのではないか。今六ヶ所再処理工場で震度6強が想定されている、福島第一原発事故の教訓を受け厳正な対応を行い原子力事故から国民を守ることが国の使命であろう。原子力事故は二度とあってはならない。

(2022.8 三陸の海を放射能から守る岩手の会)